

一般社団法人シニア総合サポートセンター正会員規約

第1条（目的）

当法人は、正会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行います。

第2条（定義）

本規約において、「正会員」とは、当法人の目的に賛同し、その支援を求めて入会した個人をいいます。

第3条（入会申込）

正会員として入会しようとする者は、当法人所定の入会申込書を事務局に提出し、入会申込みを行うものとします。

第4条（会員契約の成立）

正会員と当法人との会員契約は、前条に基づき正会員の入会申込みを行った者が、入会金及び初年度年会費を納入した日に成立します。

第5条（入会金及び年会費）

正会員は、以下に定める入会金及び年会費を納入する義務を負います。

- (1) 入会金 1万円
- (2) 年会費 1万円

第6条（会員証）

- 1 当法人は、正会員に対し、当法人の正会員であることを証する会員証を交付します。
- 2 正会員が会員証を盗難、紛失あるいは毀損した場合には、当法人に申請することで再交付を受けることができます。ただし、再交付に係る実費は当該正会員の負担とします。

第7条（会員資格）

- 1 正会員資格の第三者への譲渡はできないものとします。
- 2 初年度の正会員資格の有効期間は、会員契約が成立した日から1年後の応当日の属する月の末日までとします。
- 3 有効期間満了前に当法人より継続のための案内を送付します。その案内により、次年度の年会費を指定期限日までに納入することにより会員期間を1年延長することができます。

第8条（会員資格の喪失）

正会員が次の各号の一に該当する場合、正会員資格を喪失するものとします。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡したとき
- (3) 失踪宣告を受けたとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき

第9条（退会）

- 1 正会員は、当法人の事務局に対し書面を提出することで任意に退会できます。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとします。
- 2 退会を希望する正会員に未納の会費がある場合は、未納分の会費を納めた後に退会

することができるものとします。

第10条（除名）

当法人の正会員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により、当法人は当該会員を除名することができるものとします。

- （1）当法人の定款その他の規則に違反したとき
- （2）当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

第11条（変更の届出）

- 1 正会員はその氏名、住所、連絡先、会費支払い方法等、当法人への届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続きを行うものとします。
- 2 当法人は、正会員が前項に規定する変更手続きを行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとします。

第12条（会員特典）

- 1 正会員は、当法人が定める会員特典を受けることができます。特典の内容については、当法人ホームページによる通知その他当法人が適当と判断する方法にて通知するものとします。
- 2 会員特典は、事前に通知することなく変更を行う場合があります。その変更内容については、当法人ホームページによる通知その他当法人が適当と判断する方法にて通知するものとします。

第13条（会員情報の取り扱い）

正会員（本条においては入会申込者を含む）は、当法人が知り得た正会員の情報を次の各号に定める利用目的の範囲内で当法人が利用することについて予め同意するものとします。

- （1）当法人の入会審査のため
- （2）当法人の運営上必要な事項を会員に知らせるため
- （3）当法人の事業を広報宣伝するため
- （4）会員相互の理解や交流の促進を図るため

第14条（本規約の変更）

当法人は、当法人が適当と判断する方法にて正会員に告知をした上で、本規約を変更することができるものとします。

附則

本会員規約は、平成28年4月1日から施行します。

以上